

第9目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

【現状と課題】

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組が進められています。

また、国において、関連法の改正がなされ、育児や介護をしながら働く人の支援強化に向けた制度見直しが進んでいます。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方を選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場や社会における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組を進めが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためにには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組を進めていくうえで、様々な世代における意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働のは正等に关心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

子育てと仕事の両立を図るためにには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

【具体的な施策】

⑨-28 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育ての主体的な参画

促進・拡大

ア 子育てしやすい職場環境づくり

① 職場における意識改革の促進

○長時間労働のは正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。

○育児休業、子の看護等休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心してこどもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。

○子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内企業を認証する「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成等を図り、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。

○職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。

○より多くの企業が次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般

事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

② 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護等休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組を促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

③ 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備するとともに、セミナー等を通じて企業における取組を推進し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

④ 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。【再掲】
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

イ 固定的性別役割分担意識の解消とライフスタイルの見直し

① 男女共同参画に関する普及啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、こどもの頃から成長段階に応じた教育・啓発を行います。
- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- 固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。

○労働者のボランティア活動やN P O活動など、地域活動への参画を促進します。

③ 長時間労働の是正等に向けた普及啓発

○労働者がゆとりある生活時間の下、家事やこどもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働のは正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

④ 職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

○子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護等休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

ウ 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

① 教育・保育サービスの充実【再掲】

○地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。

○教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。

○こどもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、地域の実情をふまえた家庭的保育等事業を検討の上、あらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に応えていきます。

○市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

○1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。

○提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。

○保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。

○育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。

○自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。

○保育人材の処遇改善はもとより、スキルアップに向けた支援や保育士の魅力の向上、潜在的な人的資源の活用など、県保育士・保育所支援センター等とも連携を図りながら多様な保育サービスの拡充に必要な保育人材の確保に努めます。

○家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。

○制度改革や各種通知などの行政情報については、会議や文書等を通じて、より分かりやすい周知に努めます。

○自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。

○幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。

○共働き世帯の増加等を背景に、待機児童が発生しないよう県及び全市町が参画する県待機児童対策協議会を設置し、引き続き待機児童対策を促進します。

○令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。【再掲】

② 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

○国の放課後児童対策に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る放課後児童クラブの設置を促進します。

○放課後や週末に、希望するすべてのこどもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の取組を促進します。【再掲】
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、放課後児童クラブ関係者や放課後子ども教室関係者と学校関係者が連携・協力した放課後児童対策を推進します。【再掲】
- 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や子どもの意見を踏まえた体験活動等の提供を推進します。
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置促進等による地域学校協働活動の充実と多様な地域人材の参画を促進します。

③ 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。

目標指標

目 標 指 標		基準値	目標値	担 当
82	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	35.0% (R6)	向上 (R11)	少子化対策・男女参画室
83	女性の平均勤続年数	10.2年 (R5)	12.0年 (R8)	少子化対策・男女参画室
84	育児休業取得率	女性 87.1% 男性 8.5% (R5)	女性 91.7% 男性 85.0% (R8)	少子化対策・男女参画室
85	男女の地位が平等と感じる人の割合（「平等になっている」と「どちらかといえどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計）	74.6% (R6)	85.0% (R12)	少子化対策・男女参画室

